

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和2年12月8日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 1時50分

出席者 委 員 委員長 氏 家 晃

	浅野 貴之	小平 啓佑	川上 均
	古沢 ちい子	内海 まさかず	千葉 正弘
議 長	小堀 良江		
傍 聴 者	森戸 雅孝	大谷 好一	坂東 一敏
	青木 一男	茂呂 健市	小久保 かおる
	針谷 育造	入野 登志子	白石 幹男
	福富 善明	関口 孫一郎	針谷 正夫
	大阿久 岩人	梅澤 米満	福田 裕司
	中島 克訓		

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝
主 査 藤 澤 恭 之 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	橘	唯	弘
保健福祉部長 (新型コロナウイルス感染症 対策室長事務取扱)	藤	田	正人
市民生活課長	毛	塚	加奈子
保険医療課長	島	田	林治
環境課長	福	田	欽也
環境課主幹	伏	木	広安
福祉総務課長	首	長	正博
障がい福祉課長	廣	田	智之
生活福祉課長	高	橋	宏樹
地域包括ケア推進課長	茅	原	洋一
地域包括ケア推進課主幹	松	本	佳久
健康増進課長	石	川	交子

令和2年第7回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和2年12月8日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第85号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第86号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第87号 栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第94号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）
- 日程第 5 議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 6 議案第72号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第73号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第74号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第75号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 陳情第 2号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（氏家 晃君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（氏家 晃君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（氏家 晃君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第85号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第85号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は35ページから36ページ、議案説明書は48ページから51ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の48ページをお開きください。提案理由であります。令和2年度税制改正において地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。長期譲渡所得の特例措置について租税特別措置法第35条の3が新設されたことから、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、国民健康保険税の課税の特例について改めるものであります。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、50、51ページをお開きください。附則第20項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例につ

いての規定でありまして、第35条の2第1項の次に第35条の3第1項を加え、長期譲渡所得金額を長期譲渡所得の金額と字句の整理を行うものです。

また、第21項につきましても、同様に第35条の3第1項を加えるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の35ページをお開きください。議案書35ページが制定文、36ページが改正文になります。改正内容につきましては、先ほど議案説明書にてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次の36ページ中段の附則についてであります。本条例は令和3年1月1日から施行するというものであります。また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回の改正というのは字句の整理と、長期譲渡所得ではないのか……何が違ってこれを改正しなければいけないのかというのを教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 今回、租税特別措置法第35条の3という項目が新しく新設されました。この項目につきましては、取引額が500万円以下、租税特別措置法第35条の3につきましては低未利用の土地等の有効活用を目的としたもので、個人が都市計画区域内にある低未利用の土地を譲渡した場合、譲渡額が500万円を超えないことや譲渡後に土地が利用されている場合、一定の条件を満たす場合に、個人の譲渡所得金額から100万円を控除できるというような項目が新しくできました。それに伴いまして、国保税算定に当たりまして、その項目を加えたというようなことでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 租税特別措置法の概要は分かったのですが、それがなぜ国保の保険税と絡むのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 保険税算出に当たりまして、その方の所得によって保険税を算定することになりますので、当然所得がこの項目によりまして、いろいろ条件はあるのですが、100万円控除されるということで所得が、算定基準が変わるというようなことになりますので、今回加えさせていただきました。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 税制改正なので、1月1日というのは何となく分かるのですが、附則の中でこれは令和2年以降ということで、今年度もというか、今年の部分にも適用されるということなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 当然所得に関しましては、前年の所得に対して税は掛けていきますので、今回租税特別措置法というのが令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に譲渡をした場合ということになってきますので、今年度7月以降に譲渡した方の申告が今度1月以降にあるわけですので、その中で適用されるということになります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国保条例を変えるときに国保の審査会でしたっけ、にかけなければいけないと思うのですけれども、そのかけた状況というのはどんな状況だったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 条例改正ということになりますので、国保の諮問機関である運営協議会のほうにお諮りするということになるのですが、今回コロナ等の関係もありましたので、書面開催ということで各委員さんのほうに案を提出いたしまして、ご意見をいただいて実施したというような形を取らせていただきました。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その結果というのは、どんな感じだったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 異議なしということで皆さんからは伺っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 運営協議会の規定の中で、書面でできるという規定というのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 特にそのような規定はございません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） なくてやってもいいものなのか、なかったらやってはいけないものなのかというふうに問われると、どちらになりますか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 実際規定はないのですが、このような状況の中で、会議を開いて意見を聞くというのは本来すべきことだとは思いますが、なかなかこのような状況だったものから、書面開催ということとさせていだいたようなわけでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。手続論なのですけれども、でもここは外してはいけないところだと思うので聞くのですけれども、運営協議会の規定の中で、書面で済ませてもいいですよというものはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 意見を聞くということはありますが、書面開催はやってはいけないとか、そのような規定とかは全くありません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、ちょっと聞き方を変えます。書面開催をしてもいいとは多分書いていないのですけれども、みんなが集まって合議をしなければならないという規定はあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 基本は、やはり集まっていただいて意見を聞くというのが基本だと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 係としては、その開催した運営協議会というものは適法に行われたというふうな認識でよろしいでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 私たちのほうとすれば、一応適法に行われたというふうには考えております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第85号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでございました。

なお、執行部の入替えを行いますので、少しお待ちいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第2、議案第86号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

ただいまご上程をいただきました議案第86号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は37ページから40ページ、議案説明書は52ページから59ページであります。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の52ページをお開きいただきたいと思います。提案理由であります。土砂等の埋立て等に対する規制を強化するため、栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要でございますが、この条例において土砂の埋立てを行うことを特定事業とありますが、この特定事業の定義を改めること。これに伴う字句の整理。また、たい積の「たい」という字が常用漢字になったことにより、漢字に改めるということでございます。

以下、参照条文につきましては省略をさせていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書の54ページ、55ページをお開きください。

第2条2号であります。「土砂等の埋立て等に使用する土砂の搬入に供する区域を含むものとし」という一文を加えました。また、許可の該当条件をア、500平米以上であるもの、これは以前と変わりございませんが、イ、500立方メートル以上であるもの、ウ、高低差が5メートル以上である場合を追加いたしました。これに伴いまして、第12条第1項3号で高低差が分かる書類を添付することとし、また11条の号数の整理を行いました。

このほかの訂正につきましては、たい積の「たい」の字を漢字に改めたところでございます。

議案書の39ページを御覧ください。施行期日ではありますが、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 何点か確認させていただきたいと思います。この改正の目的というのは大平の西山田地区のことであったり、直近ですと皆川地区のことであったりというようなことが念頭にあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 大平の西山田はかなり念頭に置いています。皆川につきましては合法にどうか、条例に沿っておりますので、皆川のことについては念頭に置いてございません。

○委員長（氏家 晃君） 浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 規制の強化ということで、どういうふうにしたら法律の中でどういうふうに合致していくのかということで、かなりご苦労されたということの中での提出は評価すべきものだと思っておりますけれども、その中で改正前、現行条例で申請件数というのは例年どれぐらい出ているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今年度11月現在で11件、昨年度が13件といったような状況でございます。

○委員長（氏家 晃君） 浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 西山田もそうですし、皆川もそうですけれども、地元が知らなかったということが、事が大きくなってしまった一つの要因でもあると思うのです。必要な書類の中で、これは第12条関係ですか、第12条の中で地元の同意書というか、同意までいかないまでも説明したとか、そういった地元に対する説明をした努力の形跡というか、努力義務までもぐらいなことも含めてもよかったのではないかと思います。この地元の同意というか、地元への説明という考え方についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 本会議の中でもご答弁申し上げたかと思うのですが、本来であれば土砂条例上は、不純物が含まれた土砂とか積み方について問題がなければ許可すべきものということで考えております。ただ、浅野委員ご指摘のとおり地元が全然知らなかったということではございませんので、今後につきましては、その辺の努力義務を課すとか、あとは地元の説明会を行うべきというものをつけるかというのが、第14条に許可の条件というのが、ちょっとこちらにはないのですが、土砂条例上では第14条に許可の条件というのがありますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（氏家 晃君） 浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） ぜひ地元の理解を得るための方策というのについて研究していただきたいと思います。

あと、この条例案の中にも付随しますけれども、許可の取消しということで、例えば行政は書類が適法ならば受けざるを得ませんよね、条例の中で適法、そろっているのであれば。ただ、やってみて、西山田もそうでしたし、皆川もそうですけれども、明らかに取り消さざるを得ない状況になってしまった場合の条例の根拠というのが、非常に弱いのかなと思います。その辺については検討はなされたのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 西山田の案件と皆川の案件というのは全く違うものと考えておりまして、西山田はもう完全に土砂条例上違反でありますので、ここは搬入すること自体がもう駄目ということで、市としては止めていると。ただ、北柏倉につきましては届出上も適法でありますので、相手方が条例上で違反をしない限りは取消しができないというような、基本的にはこちらにつきましては許可は行うべきと考えております。

○委員長（氏家 晃君） 浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） その皆川を取り消せとかそういうことではなくて、万が一取り消すべきであろうのに、取り消す根拠がないというのは非常に困ってしまうこともあるのではないかと思うので、一般論として取り消せるような方策も考えたほうがいいのかというふうに思いました。

それと、今回の改正の目的は第2条のイとウを追加したと、説明書でいうと55ページの中で、イとウを追加したということですが、立米で立体的に規制をするというようなことだと思えますが、その辺については追加の理由についてお示してください。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 西山田の案件になってしまうのですが、500平米ということありますと、運んでいるものが土ということなので、面積を特定するのが非常に苦労したのです。同じ土なので、運んできたのかどうかというのが証明されないということで警察のほうから指摘がありましたので、立米ということであれば大体大型のダンプで搬入しますので、1台あたり10トン、大体7立米から8立米ということで指摘が簡単というか、監視カメラのほうで押さえることができますので、そういう立米で押さえれば違反の指摘がしやすいということで、立米もつけ加えさせていただきました。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 相当な規制の強化というふうに感じるのですけれども、近隣の自治体とかでそういった参考例にしたとか、ほかの自治体の関係とかというのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 高低差につきまして、これにつきましてはほかの自治体ではやっているところはないと思います。ただ、こちらにつきましては、こういう崖地は結構土砂の搬入狙われやすいというようなアドバイスが警察のほうからありましたので、高低差ということで規制をかけるようにいたしました。500立米につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） この500立米を平らな土地に埋め立てたとするとどのぐらいの、何センチぐらいの高さになるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 500平米で1メートルの高さに積み上げれば500立米ということになりますので、500平米とほとんど変わらないものと考えております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） その高さのことなのですか、これは平らなところに山のように積んだ場合の高さが規定されるということなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そちらにつきましては、別途規則のほうで細かい決まりがありまして、基本的には10メートル以下であるとか、5メートルごとに段組をするとか、そういった決まりがございます。この500立米ということにつきましては、あくまでも規制をかけるということの考え方でございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、例えば西山田の場合には傾斜が相当傾斜しているところにやったわけですが、そういった傾斜なところも、そういった5メートルとかという規制がかかるのか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） ずばり申し上げますと、西山田の案件につきましてはもう完全に許可の案件でございまして、あそこはもうああいう形になっていますので、届出をされても許可はしないということで考えております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、今度のその皆川というところは傾斜しているところなのですか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 砂利の採石場の跡地に搬入をするということでありますので、傾斜ではなくて普通の平らなところで、逆に砂利を取った後のくぼ地に土砂を搬入する、そこに10メートルの高さの土砂を積むということで届出をいただいております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、くぼ地であれば、別にこの5メートルとかという規定は関係ないみたいな理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） くぼ地、高低差が5メートルということであれば関係しますが、普通のあのところのようなくぼ地については該当しないということでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） この件を検討するに当たって、栃木県のほうからの指導というか、連携は取ったと思うのですが、どんな内容で話があったのか、あるいは連携を取っていないのか、教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらの規制そのものにつきましては相談いたしました、特に回答とかはいただいていないような状況でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） すみません。500立米というと、トン数とすると何トンぐらいになるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） ごめんなさい。トン数だとちょっとすぐには出ないのですけれども、10トンドンプで大体73台入ると500立米に達するというので計算しております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第86号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

また、執行部の入替えを行いますので、少々お待ちをいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第3、議案第87号 栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 本日はよろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第87号 栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案書及び議案説明書によりご説明申し上げます。議案書につきましては41ページ、議案説明書は60ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の60ページをお開きください。提案理由でございますが、都賀総合支所複合化整備事業の実施に当たり、令和3年3月をもって栃木市都賀保健センターを閉館するため、栃木市保健福祉センター条例の一部を改正する必要があり、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要ですが、62ページから67ページを御覧ください。新旧対照表になります。都賀保健センター部分を削除いたします。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、議案書の42ページをお開きください。栃木市保健福祉センター条例中、都賀保健センター部分を削る条文でございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第87号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 保健センターを解体することなのですけども、その間今まで保健センターが担っていた機能の部分というのは、新しいところができるまでどのようになるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 主に保健センターでは、現在成人、大人向けの健康診断、それと子供向けの言葉の教室や、健康維持のための団体が定期的にご利用がございました。健康診断につきましては、来年度は都賀公民館を利用して実施する予定になっております。また、言葉の教室などは北部の健康福祉センターゆったり～なを利用するように調整済みということで伺っております。その他の団体につきましても、公民館や自治会公民館などを利用し、活動は継続していくということで伺っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 利用団体に対して意見を聞いてということはもちろんされていると思うのですが、その中での意見というのはどんな感じだったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 再編に向けてということで事前周知がなされていたところから、特別ご意見等はございませんでした。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 都賀の住民の人が一定の不便が生じるということなのだと思うのですが、その周知とか告知とかというのはどんな感じでやるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 都賀支所の地域づくり推進課のほうで、定期的に地域会議などを通じて地元の方には周知済みということで承知しております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） これ都賀の総合支所といいますか、新しくできた場合に、やはりこの保健の機能というのは戻るという理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 複合化施設の中で健診が実施できるように、こちらとしても意見を出して活用方法を検討しているところでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第87号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第4、議案第94号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） ただいまご上程いただきました議案第94号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては57ページ、議案説明書は102ページでございます。

それでは、まず議案説明書102ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市岩舟健康福祉センターの指定管理者に宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体を指定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

議案書の57ページを御覧ください。内容であります。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は栃木市岩舟健康福祉センターで、指定管理者選定委員会の結果、指定管理者に指定する団体は宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体、代表団体、宮ビルサービス株式会社、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

指定管理料の総額は2億6,558万2,000円、各事業年度における支払い額は年間5,311万6,400円になります。

以上で、議案第94号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理者で宮ビルは、その以前も宮ビルでした。新しく今度は、日本理化シェアードソリューションズが入ったということだと思えるのですが、日本理化シェアードソリューションズという団体の実績というものはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

- 健康増進課長（石川交子君） 現在のところ実績はございません。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 多分私の中では、宮ビルというものは建物全体を管理して、前もそういう説明だったのですけれども、日本理化シェアード、ジムの部分をほかの企業さんがやっていたというふうに認識はしていたのですけれども、違ったら後で指摘してください。この日本理化シェアードさんは、今までと同じような部分を、だからジムの部分を請け負うみたいな感じになっているのでしょうか。
- 委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） 指定管理者の申請書の中で、委員おっしゃるとおり宮ビルサービスのほうが建屋全体を管理いたします。その中にあるジムの部分、そちらを日本理化シェアードのほうで運営していくということで伺っております。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） これは、針谷育造議員が質疑の中で言われていたのですけれども、そこをもうちょっと詳しく知りたいと思います。日本理化シェアードの目的というか、会社の概要というものを教えてください。
- 委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） 主にゴルフ場、競技場等のスポーツレジャー施設の保守管理業務や、そのほかの業務を担うということで定款には記載がございます。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 今回の健康福祉センターでは何をするという形でしたっけ、もう一度お願いします。
- 委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） トレーニングジムの運営を主に担当するというで伺っております。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） その目的を果たせる人員というか、ノウハウとか、そういうものはあるのでしょうか。
- 委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） 先ほどもお話ししましたが、実績は現在のところございませんが、グループ会社の株式会社THE TOCHIGI CITY UNITEDは栃木シティフットボールクラブを運営してございます。所属するサッカー選手の強化のためのトレーニング施設を保有し運用しており、ノウハウをグループ会社で共有していると伺っております。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 実際それは確かめられたのでしょうか。そういうものをやっていますよとかというのはあるのでしょうか、そういう書類というものは。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 提案申請書の中に、そういった記載がございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そういったといったのは、こういうふうにしますよ、こうしたいと思えますよというものですか、それとも実績の部分でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 実績というより、サッカーチームをグループに持っている日本理化シェアードソリューションズとの共同事業体として運営をしていく、より専門性の高いトレーナーを配置して、市民の皆様の健康増進に寄与していきたいということで記載がございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 理化シェアードとユナイテッドというサッカーチームというものは同じ会社なのでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 違うのはそうなのですけれども、名前が違うので違うのですけれども、そこでちゃんと本当にできるのかという担保を取るべきだと思うのですけれども。はい、やります、やろうと思いますというものは担保にならないと思いますが、それはどう思われますか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 申請書の内容を信じるというか、そういうことしかないと思うのですが、実際に遊楽々館の周りに栃木シティの練習場等もございますので、トレーニングに関するノウハウはグループ全体として共有しているということを認識しております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 行政がどう思うかというものと、きちんとそれが担保されているかというものは違うと思いますので。

もう一つ、指定管理、これも質疑の中であったのですけれども、提案と価格点とありまして、そうすると価格点が一番悪かった、つまり高かったところが今回も取っているという形になるのですけれども、この差というのはどのぐらいだったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 価格点だけの差でよろしいでしょうか。金額。

〔「高いところと低いところの差」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） すみません。宮ビルと日本理化が2億6,600万円と、一番最低価格のところは2億4,000万円ちょうどです。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 提案部分で逆転したということだと思いますけれども、これ前たしか広瀬議員だったと思いますけれども、指定管理をやる場合にやっぱり価格の面も重要な競争の中に入るであろうということで、これ見直しをしますよと前回のときに言ったのですけれども、これ見直しをされた後のこの配点という形になっているのでしょうか、配分という形になっているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） こちらは、選定委員会の中の判断であると思うのですが、県や近隣市との状況を確認し、価格点が30%を超える市はなく、妥当であると考えているということです。市によって、価格点の評価を全く反映させないでいる市や選定委員会の主観である価格点をつけているところもあります。栃木市としては現在の計算方法を採用しているということで、栃木市の計算方法を採用している市が最も多いということでありました。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 結論からいくと、変えていないということによろしいのですか、今の答弁というものは。

○委員長（氏家 晃君） 藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 多分議員研究会のほうで、行革のほうから説明があったかと思うのですが、昨年そういった議員のほうから質問も議員研究会のほうでありまして、いろいろ調査、県内の状況とか調べた上で、先ほど課長が申しあげましたように妥当な価格点というところで検討した結果、従来どおりというようなことでの説明があったかと思えます。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） この2社の人数、それぞれの会社が何人ぐらいずつを充てるというか、予定しているのかということと、先ほどの指定管理料の配分も決まっているのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 管理運営を行う宮ビルのほうなのですが、パートや時短の社員等を含めると、宮ビルのほうが登録は現在のところ19人、トレーニングを行う日本理化シェアードのほうは3人の従業員を配置する予定になっております。

〔「金額の配分」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） すみません。金額の配分については、収支計画書の中でトレーニン

グ事業に1,200万円年間割くような計画が提出されております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 前の指定管理のときに、あそこにあるジムの道具とかというものは市が買っていたと思うのですけれども、それはそういう形になっていますか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 委員おっしゃられるとおり今年度までの指定管理料につきましては、5年間のうち前半3年分は市のほうでトレーニング機器のリース料をお支払いしていました。その後、あと2年間につきましては指定管理料の変更をさせてもらいまして、現在のところは宮ビルサービスとエヌエスリンクの現在の指定管理者のほうで、リース料のほうは支払いをしております。

今後につきましては、来年度以降につきましては全て指定管理料の中に、リース料も含めて指定管理者のほうでお支払いしていただくような計画となっております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） この宮ビルサービスと日本理化シェアードとの関係といたしますか、対等の立場といたしますか、もしくは宮ビルサービスのほうが全体としての管理責任を持つとか、そういった関係というのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 共同体ですので、どちらかということにはならないかと思うのですが、一応代表団体は宮ビルサービスということで届出が上がっております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、日本理化のほうがトレーニングジムということを担当するということなのですけれども、例えばこのトレーニングジムの利用料をサッカーチーム、フットボールクラブの方は値引きするとか、そういったことはできるのですか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 計画書の中では、そういったことの記載はございません。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 計画がなくても、やろうと思えばできてしまうという理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） それは、条例に基づいて使用料等も定めてありますので、その辺は従っていただくよう指導はしたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 石川課長、いいですか。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） すみません。こちらの募集要項のほうにも、減免はしないということとで記載はさせていただいております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この議案第94号 指定管理者の指定について反対の立場から討論をいたします。

実を言うと、私はこれは賛成しようと思っていたのですけれども、先ほどのやり取りの中で、全く実績のないところが入っているということが判明しました。これにはちょっと私びっくりしたのですけれども。そして、価格点ならば一番低いところ、つまり一番高いところを取ると、提案というところで多分逆転したのであろうと思われるのですけれども、その全く経験のないところの提案をそのまま私は信じていいのだろうか、またグループ会社が近くでスポーツ系をやっている、それで大丈夫であろうというような、すごく大ざっぱな行政が行われているのではないかなというふうに、先ほどの質疑の中で感じております。

以上が私のこの議案に対する反対理由です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、反対という立場で少し討論します。

実績のない会社ということの共同事業体ということで、宮ビルサービスが責任を持つようなご答弁だったのであるけれども、なかなか実績のないところをこういうふうに共同事業体ということであるというのは、ちょっと疑問が残ります。また、サッカークラブとの関係も、当然理化シェアードという会社はあるわけですから、その辺のところのすっきりしない面というのがありますので、先ほど減免しないとかということも答弁あったのですけれども、やはりサッカーチームとの関係が不明瞭だということで反対といたします。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論ありませんか。

浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 賛成の立場で討論をいたします。

この指定管理者を選定するためのコンペ書類等を拝見させていただきましたが、適正に行われて、その結果、今回の宮ビルと日本理化シェアードソリューションズ共同体ということで理解しております。実績の件も触れられましたけれども、今後に期待をしてということも含めて賛成したいと思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第94号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	浅野貴之	小平啓佑	古沢ちい子	千葉正弘
	反 対	川上 均	内海まさかず		

○委員長（氏家 晃君） 起立多数であります。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちいただきたいと思えます。執行部の方々には、大変ご苦労さまでございました。

ここで入替えのほうもかなりかかりますので、暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

○委員長（氏家 晃君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第71号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 日程第5、議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） よろしく願いいたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第71号……

○委員長（氏家 晃君） ご起立の上、説明願います。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第71号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いただきますので、補正予算書の52、53ページをお開きください。2款1項15目諸費、補正額1億7,195万1,000円の増額であります。そのうち、所管部分であります説明欄3行目の国県支出金返還金（保険医療課）につきましては、令和元年度の年金生活者支援給付金事

務取扱交付金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国県支出金返還金（障がい福祉課）につきましては、令和元年度の障害者自立支援給付費国県負担金、障害児入所給付費等国県負担金、障害者医療費国県負担金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、地域生活支援事業費国県補助金、障害福祉サービス等災害臨時特例補助金、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国県支出金返還金（生活福祉課）につきましては、令和元年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、生活保護適正化等事業の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国県支出金返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、令和元年度の低所得者利用者負担対策事業補助金、多機関協働包括的支援体制構築事業補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、令和元年度の疾病予防対策事業費等補助金（緊急風しん抗体検査等事業分）、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金、未熟児養育医療費国県負担金、母子保健衛生費国庫補助金、栃木県健康増進事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

続きまして、56、57ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,000万6,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正するものです。以下、新型コロナウイルス感染症の対策等のため時間外勤務の増額補正が一部ございますが、職員人件費につきましては同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、62、63ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補助額4,070万8,000円の減額であります。説明欄2行目の国民健康保険特別会計繰出金、そのうち人件費繰出金につきましては、定期人事異動に伴い所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえその不足分を国民健康保険特別会計に繰り出すものです。

次の地方単独事業保険給付費繰出金につきましては、重度心身障害者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国庫負担金の減額分について、前年度決算に基づき、その不足分を国民健康保険特別会計に繰り出すものです。

次の財政安定化支援事業費繰出金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、保険者の責めに帰さない特別な事情に基づくものであることから精査し、減額補正するものです。

続きまして、3款1項2目障がい福祉費、補正額143万円の増額であります。説明欄の障がい者自立支援事業費につきましては、障害者総合支援法における令和3年度に予定されている報酬改定への対応等に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修のため増額補正するものです。

続きまして、3款1項3目高齢福祉総務費、補正額512万3,000円の増額であります。説明欄2行目の介護保険特別会計繰出金につきましては、令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国、県及び市の負担金が見込みより増額となるため増額補正したいというものと、介護保険システム改修事業費が見込みより増額となるため増額補正したいというもの、また介護保険特別会計の職員人件費について、定期人事異動に伴い当初見込んでいた役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正するものです。

次の高齢者へのPCR検査費等助成事業費につきましては、国の補助制度として高齢者向けPCR検査費用等の助成制度が新設されたため、施設入所を希望する高齢者の検査費用の助成を行うために増額補正するものです。

続きまして、66、67ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費、補正額640万1,000円の増額であります。説明欄2行目の生活困窮者自立支援事業費につきましては、生活困窮者自立支援事業において食料支援を必要とする方へ配付するための食料品を、現在は倉庫等に常温で保管している状況であり、提供を受けた食料品の中には米などもあり、食の衛生管理上、低温貯蔵庫による保管が望ましいため、米などを保管する低温貯蔵庫の購入費と設置に伴う工事費を増額補正するものです。

続きまして、68、69ページをお開きください。4款1項2目予防費、補正額2億円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業費（健康増進課）につきましては、第二種感染症指定医療機関のとちぎメディカルセンターしもつがに対し、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止のため休床としている病床の確保料として補助金を交付するため、増額補正するものです。

続きまして、4款1項3目環境衛生費、補正額143万3,000円の増額であります。説明欄の聖地公園管理費につきましては、聖地公園第7種墓域において陥没が発生したための補修工事費を増額補正するものです。

続きまして、70、71ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費、補正額295万7,000円の増額であります。説明欄のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、今年度のごみ搬入量が当初見込み量より増加しており、特に燃やさないごみ、粗大ごみ等の不燃系ごみが多く搬入され、最終処分する不燃残渣の運搬処分委託料が不足することから、最終処分業務委託料を増額補正するものです。

以上で歳出の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（氏家 晃君） 首長福祉総務課長。

○福祉総務課長（首長正博君） それでは、続きまして歳入の所管関係部分につきましてご説明申し

上げます。

40、41ページをお願いいたします。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、61万4,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険の令和元年度低所得者保険料軽減負担金の確定により、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、212万2,000円の増額であります。説明欄、障害者総合支援事業費補助金につきましては、令和2年度の障害者自立支援給付支払等システム改修に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の疾病予防対策事業費補助金につきましては、高齢者向けPCR検査費用に対する国庫補助金を増額したいというものであります。なお、補助率は2分の1であります。

42、43ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1万8,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、さきの国庫負担金と同様、介護保険低所得者保険料軽減に対する県負担金を増額したいというものであります。

次に、19款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金につきましては、2,194万7,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、前年度に特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金について、決算額に基づき一般会計に戻し入れるため繰入金を増額したいというものであります。

44、45ページをお開きください。19款1項3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、7,060万9,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、令和元年度の事業費確定に伴い、一般会計への繰入金を増額したいというものであります。

次に、2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、77万6,000円の増額であります。説明欄、地域福祉基金繰入金につきましては、生活困窮者自立支援事業費の増額に伴い、その財源に充てるため地域福祉基金繰入金を増額したいというものであります。

次に、5目1節墓園管理基金繰入金につきましては、143万3,000円の増額であります。説明欄、墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園管理費の増額に伴い、その財源に充てるため墓園管理基金繰入金を増額したいというものであります。

次に、23目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、1億150万円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、第二種感染症医療機関運営費補助金及び高齢者へのPCR検査等扶助費の財源に充てるため、基金からの繰入れを行うものであります。

次に、債務負担行為補正の説明をいたしますので、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）であります。表の5段目、令和2年度岩舟健康福祉センター遊楽々館管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、さきに議案でご提案申し上げた岩舟健康福祉センター遊楽々館の管理運営に係るもので、現在の指定管理期間が今年度末で満了となることから、引き続

き指定管理を継続するため、債務負担行為限度額に記載の額を追加させていただくものであります。
なお、期間は令和3年から令和7年までの5年間となります。

以上で、歳入等の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願
いたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で、当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 我々の職責というのは、市の行政がきちんと行われているかチェックを
する機能があるのですけれども、職員人件費の部分というものの、残業が多分増えているというふう
にこの予算書から読み取れるのですけれども、これをここで聞いてもいいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 職員課ということで所管外で。

○委員（内海まさかず君） 課長に、職員が残業しているのが増えたかというふうなのもちょっと違
うという感じかな。まあいいです、では。

では71ページ、とちぎクリーンプラザの管理運営委託費ということで、ごみ搬入量が増えたとい
うことですが、その実績と見込みというものを教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） ごみの搬入量につきましては、9月末現在で1度出してみましたけれ
ども、今のところ2万6,831トンの搬入があります。前年同月比で778トン増となっております、
3%増えている状況であります。特に燃やすごみではなくて、燃やさないごみとか粗大ごみ、不燃
系のごみが増えておりまして、前年度比で12.9%程度増えているという状況であります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ごみ処理なので、これはやらなければいけないなとは思うのですけれど
も、前年度比といったら前年は災害とかあったなとは思うのですけれども、この理由というものは
どのように推測されますか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回前年比は災害部分は除いておりますので、災害復旧の分を除いた
純然たる増というものがございます。

また、増えた理由ですけれども、多分コロナウイルス感染症の関係で、どうしても家にいる時間が長くなったという中で、例えば飲物関係のペットボトルが増えたりですとか、あとは粗大ごみ、そういったものを整理したものが持ち込まれたというのが要因ではないかなというふうに一応考えておりますが、はっきりとそれだというふうにはちょっと申し上げはできませんが、そんなところ
です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、不燃のほうというものは、収集と持込みとあると思うのですけれども、増えているのはどちらですか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） もちろん家庭ごみも増えております。ただ、事業系は若干、事業活動が少し落ちたということもありまして減っております。また、粗大ごみは直接持ち込む方がやはり増えていきますので、家庭ごみと粗大ごみ両方とも増えているかなというところですよ。

○委員長（氏家 晃君） ほかに。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 67ページお願いいたします。生活困窮者自立支援ということで今説明を伺いまして、低温貯蔵庫購入ということなのですからけれども、何台お買いになったか教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 1台購入する予定でございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 食料支援ということの説明だったのですけれども、それは市単独で、例えば食品ロスとかという形なのか、それとも社協と連携して、その食料、お米ということだけではなくほかの食料品も備蓄しているということなのか、ちょっとその辺を詳しく教えていただければと。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 現在のところ、社会福祉協議会において生活困窮者自立支援事業、この中の緊急一時支援事業の中で、各ご家庭や企業などから頂戴した食料品などを一時保管しておりまして、それを生活困窮者の相談を受ける中で、やっぱり緊急的に食料を支援したほうがよろしいご家庭もございますので、そういった方々に対して今食料支援を行っているというのが実情でございます。

その中で、今ご提供いただく食品の中ではお米、あるいは食の安全というのを確保しなくてはなりませんのでレトルト食品、消費期限というのですか、そういったものがはっきり明示されている、いわゆる日もちするものをお預かりしておりますけれども、やはりお米というのもございまして、お米については今まで、先ほど説明させていただいた中で常温で保管しておりましたけれども、最近の夏の高温なども考えますと、専用の保管庫を用意したほうが良いという判断に至りまして、購入

させていただきたいということでございます。

今後は、食品ロスの関係についても、せっかく購入するものですから、そちらについても他市の例を参考にしながら、そういったことについても取り組んでいければいいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 説明ありがとうございます。今現在支援をしている該当者というか、該当世帯というのですか、どのぐらい数的にあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋生活福祉課長。

○生活福祉課長（高橋宏樹君） 今年、今年度4月から11月までの実績でございますけれども、198件、198世帯と申し上げたらよろしいのでしょうか、そういった方々に対してお米や缶詰など、そういったものを緊急一時支援ということで食料支援しております。ちなみに、こういったものは購入ではなくてご寄附いただいたものでございますので、受け入れた件数といたしましては104件受け入れてございます。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 69ページの新型コロナの指定医療機関関係で報告があったのだと思うのですが、ベッド数というのですか、幾つとかというのは分かるのでしょうか。

〔「35」と呼ぶ者あり〕

○委員（川上 均君） 35。この期間というか、いつからいつまでとかというのはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） この支援金、運営補助につきましては、院内感染を防止するため休床とせざるを得ない状況にある病床数なのですが、10月末までは37床、11月4日からは35床ということで伺っております。

それと期間なのですが、今年度、年度ということで4月1日から以降の休床に充てる病床数についての支援を行っていきたいと考えております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） あと、その歳入の関係なのですが、45ページの新型コロナウイルス感染症対策の基金の関係なのですが、この基金が減ったということでいいわけですよね。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 運営補助金を支出するに当たり、基金を利用してその財源に充てる

ということになります。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、この基金の残高とかというのはお分かりになるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 11月末時点の残高になりますが、コロナウイルス感染症対策事業では8,630万円、これがふるさと応援基金のほうのメニューで入っております。

○委員長（氏家 晃君） 基金の残高ではないですか。

〔「残高です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 失礼しました。お調べしてお答えしたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） よろしくお願ひします。

川上委員。

○委員（川上 均君） 歳入との関係なのですからけれども、41ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億5,000万円ですか、国庫支出金と、このしもつがに対しての2億円との関係と申しますか、この国の1億5,000万円がこういったところに、しもつがとかに支出されているという理解でよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） この41ページの創生臨時交付金は、今回の運営費とは関係ございません。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 69ページの先ほどのメディカルということになると思うのですが、2万円の件ということになります。いろんなところで何度かこれまでも話はしてきていますけれども、ベッド数がどれぐらい使われているとか、そういう情報がない中でお金だけは要求される、税金を使うわけですよね、ということですから、そういう情報はなるべく市民が不安にならない程度には、やっぱり必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） コロナウイルスに感染した陽性患者の入院受入れにつきましては、県、保健所のほうで入院割り振りをしている関係から、どこの病院にどれだけの人数が入っているということは、市、町の段階までは情報は下りてきておりません。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） おっしゃるとおりなのです。ただ、今後の動向がどうなるか分かりませんが、逼迫してきたときには、やはりこれは大変だということが出てきて対策をします云々ということになると思うので、その辺の情報はぜひ流せるように努力をしてほしいというふうに思っ

おります。これは要望です。そういう努力をしていただきたい。

それから、ここに関連することで、前回1億円を入れていて、今回2億円と、では次は幾らなのだと、またあるのではないかという感じがするのですけれども、その辺のメディカルに対する指導といたしますか、その辺はどのような状況なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） メディカルセンターは、他の中核医療機関と比較して統合再編時の多額の金融債務を抱えているため、財務基盤が脆弱であるということがあると思います。今回コロナによる赤字ダメージというのは、極めて大きいと考えております。ですが、今後どうなるかということに対しましては、メディカルのほうも鋭意経営努力を行っていると考えておりますので、今後さらに努力していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） ということは、かなり危機的な状況だということが話が出てきたときには、その時点でまた考えるということになるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） メディカルセンターからは、その経営の状況について逐次連絡いただいています。定例の市長との懇談会の中でも、経営の状況等の改善状況等も含めお知らせいただいているところでございます。

そういう中で、国なり県のほうからの配分金等も、まだ全て決まっているわけではございません。市の補助については明らかにさせていただきましたけれども、今後国のほうからもある程度の金額が見込まれている中で、また逐次経営状況については確認させてもらいながら、万が一そういった状況があるということであれば、改めてまた議員の皆様にもお知らせしていかなければならないと思っております。また、メディカルセンター側からも、経営の状況等についても議員研究会等でお知らせするというようなことも必要かと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。あわせて、先ほど委員からお話のありました病院の逼迫状況等に関しましては、栃木市自体の病床数の状況というものは把握はしておりませんが、県全体の病床の確保状況、あと重症の方の状況等に関しましては県で逐次情報提供等しておりますので、そこら辺で確認していただくしかないとは思いますが、ただ、医療に関しては栃木県におきましても、だんだん逼迫しているという状況はあろうかと思っておりますので、そういった県の情報、国の情報等は逐次見させて、注視させていただきたいと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 情報の件については、引き続き努力をしていただきたいというふうには思っております。

それともう一つ、このメディカル以外の医療機関でよく言われているのは、コロナの関係で患者

さんが敬遠をしてなかなか病院に行かないというようなケースも増えているというふうに聞いていて、経営的に厳しくなっている医療機関はあるのかなのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 市内の医療機関の経営状況につきましては、逐次郡市医師会のほうと情報交換を行っていますが、そういった郡市医師会のほうからの情報提供はございません。

○委員（千葉正弘君） 了解しました。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 69ページで、聖地公園が陥没したということですが、詳細を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 第7種墓域といいまして、平地の墓域があるのですが、そちらの2区画がお墓が建っているところがあるのですけれども、そちらの所有者の方から墓石が斜めになっているというような申出がありまして、確認したところ陥没しているという状況が分かったところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公園を造るときに整地するというか、そういうものもやると思うのですが、今回のその理由というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 理由というのはちょっと分からないのですが、ただ、その下のところに水脈か何か通っていて、そこ下の土が崩れたのではないかというような推察をしております。ちょっと詳細につきましては分かりかねております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 理由が分からなかったら再発する可能性もあるのかなと思うのですが、そこら辺は大丈夫なのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 再発するかどうかというのはちょっとあれなのですけれども、一応そこは下は掘ってみまして、理由につきましては確認したいと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） すみません。先ほど新型コロナウイルスの基金の残高ということでお話あったかと思うのですが、基金の現在高が1億2,000万円でございます。今回1億1,500万円繰り出しますので、500万円の残ということになります。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員、よろしいですか。

川上委員、大丈夫ですか。

〔「さっき43ページと45ページの特別会計を上程していたんですけど、ここに。総務でもされているんですけど、我々が議決してもいいのか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 43ページの。

〔「国民健康保険特別会計」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 19款1項1目のやつですよ。

〔「19款1項1目……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 内海委員、ちょっと待ってください。

内海委員、今事務局のほうで確認をしますので、その間ちょっと議事進めておきます。よろしくお願いたします。

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 先ほどの基金残高で少し訂正させていただきます。今回先ほど1億1,500万円を使うというお話しさせていただいたのですが、1億1,500万円の誤りでございますので、申し訳ございません、訂正させていただきます。よろしくお願いたします。残高が1,350万円ということになろうかと思ひます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員、先ほどの繰入金なのですが、やはり総務常任委員会へ付託ということで、説明はあったみたいなのですが、付託されているのは総務常任委員会ということでよろしくお願をいたします。

○委員（内海まさかず君） では、質問できないのですね。

○委員長（氏家 晃君） そういうことになります。よろしくお願いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが……

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、この第7次補正に対して反対をいたします。

その理由は、先ほどの議案にも出てきたのですけれども、岩舟の健康福祉センターの債務負担行為が入っているということで、先ほども言いました実績がないところの提案が一番高い、非常に高いというところが疑問に思ひます。

以上で私の反対討論をいたします。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 内海委員と同じく岩舟の健康センターの債務負担行為で、債務負担行為先の企業は何でしたっけ。

〔「日本理化工業」と呼ぶ者あり〕

○委員（川上 均君） 日本理化工業と、もう一つの……

〔「宮ビル」と呼ぶ者あり〕

○委員（川上 均君） 宮ビル。その宮ビルと理化工業の前の共同体が、宮ビルとエヌエスリンクでしたっけ、それが何か栃木市内の非常に実績のある企業だということですから、その企業を押しつけて実績のない企業を入れるということもちょっとありますので、反対を表明します。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） 全体として高齢者へのPCRの補助ですとか、メディカルセンターへの2億円の補助ということで、全体としては大切な補正予算だと思っておりますので、賛成したいと思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第71号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成	浅野貴之	小平啓佑	古沢ちい子	千葉正弘
反対	川上 均	内海まさかず		

○委員長（氏家 晃君） 起立多数であります。

したがって、議案第71号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 11時52分）

○委員長（氏家 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 日程第6、議案第72号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいで結構でございます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） ただいまご上程いただきました議案第72号 令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。

令和2年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,290万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億9,805万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、124ページ、125ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額153万円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し補正増するものであります。

126、127ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、補正額143万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税賦課事務費につきましては、税制改正に伴い令和3年度に向けて国民健康保険賦課システムを改修する必要が生じたため、電算処理委託料について補正増するものであります。

128、129ページをお開きください。2款1項3目一般被保険者療養費、補正額898万円の増額であります。説明欄、一般被保険者療養費支払経費につきましては、東日本台風で被災した被保険者の一部負担金の還付支払いにより療養費に不足が生じると見込まれることから、補正増するものであります。

130、131ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額9,079万8,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから不用額を補正減するものであります。

132、133ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額674万2,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから、不用額を補正減するものであります。

134、135ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分、補正額1,797万3,000円の増額で

あります。説明欄、介護納付金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから、不足額を補正増するものであります。

136、137ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額3億8,899万1,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金を保険財政調整基金に積み立てるため補正増するものであります。

138、139ページをお開きください。8款1項1目一般被保険者保険税還付金、補正額1,000万円の増額であります。説明欄、一般被保険者過誤納還付金につきましては、資格喪失による減額、災害免除、コロナ禍による保険料の減免申請等から、過誤納還付金に不足が生じると見込まれるため補正増するものであります。

8款1項3目償還金、補正額8,959万7,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金及び災害臨時特例補助金等の精算に伴う超過交付分の返還金について補正増するものであります。

140、141ページをお開きください。8款2項1目他会計繰入金、補正額2,194万7,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰入金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金等繰入金について決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻し入れするため補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、122、123ページにお戻りください。5款1項1目1節普通交付金、補正額898万円の増額であります。説明欄、普通交付金につきましては、保険給付費の増額分について、普通交付金より充当されますことから補正増するものであります。

次に、5款1項1目2節特別交付金、補正額1,461万8,000円の増額であります。説明欄、保険者努力支援分につきましては、保険者の経営努力に応じて交付される県交付金でありまして、内示額に合わせ補正増するものであります。特別調整交付金につきましては、国民健康保険賦課システムの改修に係る10分の10の交付金について補正増するものであります。特定健康診査等負担金分（過年度分）につきましては、前年度の特定健康診査等負担金の精算の結果、追加交付となることから補正増するものであります。

次に、7款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額3,320万8,000円の減額であります。説明欄、財政安定化支援事業費繰入金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、保険者の責に帰さない特別な事情に基づいて一般会計から繰り入れるものであることから、精査いたしまして補正減するものであります。人件費繰入金につきましては、定期人事異動に伴い所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その不足分を一般会計から繰り入れるものであります。地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、重度心身障害者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国保負担金の減額分について、前年度決算に基づき精算し、その不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、8款1項1目1節前年度繰越金、補正額4億3,281万4,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和元年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見込額に合わせ補正増するものであります。

次に、9款3項6目1節雑入、補正額1,970万4,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等精算金等につきましては、前年度に概算払いをした療養給付費等の精算による返還金でありまして、収入見込額に合わせて補正増するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

なお、議案第75号までの補正予算の審議につきましても、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。そのたびにこのことは申し上げませんので、よろしく願います。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 131ページの納付金、減額されているということは、これは医療のやっぱり抑制といいますか、コロナ関係で医療が抑制されているということなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） お答え申し上げます。

事業費納付金につきましては県のほうに納付するものなのですけれども、予算の段階では県の見込みの下に予算編成をしているわけなのですが、今年度分として県のほうの試算で額が確定したものですから、それに基づいて減額するというような形になりました。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） やっぱりこれは医療費が予想以上に多かったり、予想以上に少なかったりした関係で、こういうふうに出たという理解でいいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 今年度の状況ということもありますので、医療費の伸び等も勘案してということだと思えます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 137ページ、財政調整基金の積立てが3億8,000万円ということですか、これもやはり黒字ということで、こういう3億8,000万円の積立てということの理解でいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） 前年度繰越金が4億3,200万円ほど、台風19号による保険税の減収だとか、一部負担金の減免に伴う調整交付金の増加等、国県からの補助金等もございまして、繰越金が4億3,000万円ほど出たということで、その分の中から財政調整基金のほうに、繰越金が出ましても、その中から返還金、国県に返す分だとか、そういったものも精算した上でということになりますので、4億3,200万円の中から3億数千万円を基金に繰り入れるというようなことでございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第7、議案第73号 令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいで結構でございます。

島田保険医療課長。

○保険医療課長（島田林治君） ただいまご上程いただきました議案第73号 令和2年度栃木市後期

高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の21ページをお開きください。

令和2年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億4,085万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、156、157ページをお開きください。1款2項1目徴収費、補正額77万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、税制改正に伴い令和3年度に向けて後期高齢者医療システムを改修する必要が生じたため、電算処理委託料について補正増するものであります。

次に、158、159ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、補正額100万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療保険料還付金につきましては、資格喪失による減額、災害免除、コロナ禍による保険料の減免申請等から過誤納還付金に不足が生じると見込まれるため、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、154、155ページにお戻りください。6款2項1目1節保険料還付金、補正額100万円の増額であります。説明欄、保険料還付金につきましては、不足する過誤納還付金について、栃木県後期高齢者医療広域連合から負担金として交付されるため、補正増するものであります。

次に、7款1項1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額77万円の増額であります。説明欄、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、後期高齢者医療システム改修に係る国の補助金でありまして、補正増するものであります。

以上で、栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明を終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

それでは、執行部の入替えが終わるまで少しお待ちいただきたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第8、議案第74号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構でございます。

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 申し訳ございません。説明の前に、先ほどの一般会計補正予算（第7号）の質疑の答弁におきまして、新型コロナウイルス感染対策基金の残金でございますが、1,850万円ということですので、おわび申し上げ再修正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） よろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第74号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開き願います。

令和2年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めると

ころによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,161万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億715万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の170ページ、171ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、介護保険システム改修事業費は、令和3年度の介護保険制度改正対応のため行う介護保険システム改修事業費が見込みより増額となるため、補正増したいというものでございます。

続きまして、172ページ、173ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費の説明欄、居宅介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費が見込みより減額となるため、減額補正したいというものでございます。

2款1項8目居宅介護住宅改修費の説明欄、居宅介護住宅改修費は、居宅介護住宅改修費が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、174ページ、175ページをお開きください。5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、訪問通所生活支援事業費は、介護保険保険者努力支援交付金の歳入増に伴い、財源の入替えをしたいというものでございます。

次のページ、7款1項1目第1号被保険者保険料還付金の説明欄、第1号被保険者過誤納還付金は、第1号被保険者保険料還付金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

7款1項2目償還金の説明欄、国庫支出金等返還金は、令和元年度地域支援事業費の確定に伴い、地域支援事業交付金の国及び県の返還金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

次のページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金の説明欄、一般会計繰出金は、令和元年度介護給付費負担分及び令和元年度地域支援事業の確定に伴い、市の返還金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。補正予算書166ページ、167ページをお開きください。4款1項1目介護給付費負担金の説明欄、過年度分は、令和元年度介護保険給付費負担金の確定に伴い国の負担金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

次の2項4目介護保険事業費補助金の説明欄、介護保険事業補助金は、令和3年度介護制度改正に伴い行う介護保険システム改修事業費の2分の1が国の補助となるため、増額補正したいというものでございます。

次の2項6目介護保険保険者努力支援交付金の説明欄、介護保険保険者努力支援交付金は、市町

村が地域支援事業を充実して行う高齢者の介護予防、健康づくりに必要な取組に充当するため今年度新設された交付金であり、増額補正したいというものでございます。

次の6款1項1目介護給付費負担金の説明欄、過年度分は、令和元年度介護保険給付費負担金の確定に伴い、県の負担金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

次の9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、事務費繰入金は、令和3年度の介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修事業費の見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

次の5目低所得者保険料軽減繰入金の説明欄、過年度は、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国、県及び市の負担金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものでございます。

続きまして、168ページ、169ページをお開きください。10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は、前年度繰越金が見込みより増額となるため増額補正したいというものでございます。

以上をもちまして、令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 167ページのところの介護保険保険者努力支援交付金なのですが、今年度の新設した事業ということだったので、何の事業だか教えていただけますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） こちらにつきましては交付金ということになりますので、国からの交付金ということで、今回介護予防の取組に対する評価というもので補助が入りまして、その充当は地域支援事業の通所介護のほうに充当させていただいております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第74号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） 次に、日程第9、議案第75号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

松本地域包括ケア推進課主幹。

○地域包括ケア推進課主幹（松本佳久君） ただいまご上程いただきました議案第75号 令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開き願います。令和2年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,135万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の188ページ、189ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、57万円を増額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正したいというものであります。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、要支援者に対する介護サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に委託する費用が当初見込みを上回ることから、増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、186ページ、187ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額は、35万3,000円を増額するものであります。歳

出の委託料の増額に対応するもので、計画費収入を増額補正したいというものであります。

次の2款1項1目一般会計繰入金の補正額は、21万7,000円を増額補正するものであります。職員課所管人件費の増額に対応するもので、職員給与費等繰入金を増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第75号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第10、陳情第2号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩川書記。

〔書記朗読〕

○委員長（氏家 晃君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員の発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言を願います。ご自由に。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この陳情の趣旨は、よく了解いたしました。この妊産婦医療費助成制度を国として創設するということには賛成です。しかし、この陳情の理由をずっと挙げていらっしゃるけれども、少し心配というか、疑問のところもあるのですが、国としてこの制度ができたときに確定していくのでしょうかけれども、継続的に制限なく拡充していくところとか、ちょっと文章のところを変えて栃木市として国に陳情というか、創設をするように意見書をつくっていくという方向であれば、賛成かなというふうに思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかにご意見はございますか。

ご意見をお願いします。

浅野副委員長。

○副委員長（浅野貴之君） この成育基本法の理念というのは、社会で子供や妊産婦を支えていくという、この理念法の理念というのはすごく共感しますし、これからの日本の社会にとって、少子化対策なんかも含めて必要なので、この法の理念の趣旨にのっとって、国に対して子育て支援をしていくように求めるというのは、私は全体としてはいいと思います。賛成だと思います。ただ、先ほど指摘があったように、国の財政事情だとか、これからの具体的な方策についてはこれから研究の余地があると思いますけれども、全体として、流れとしてはこの趣旨に沿って意見書をつくっていくというのはいいのかなというふうに思います。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 栃木県とか栃木市の妊産婦医療費の助成制度というのは、何の制約もなくして妊娠から出産までですか、それが医療費の助成ということなのですからけれども、埼玉県とかということになると、ここに書いてあるように多くの自治体で、妊娠中毒症などの医療費の援護みたいなことで制約がやっぱり大きいのかなというのを非常に強く感じまして、全国どこのところでもやっているというわけではなくて、栃木県とか、それと石川県でしたっけ、富山県とか、そういうふうに非常に限られているのだなというふうに改めて感じました。全国にこういったことが国の制度としてできれば、非常に子育て支援といいますか、プラスになるのではないかなと。あと、文面については、そういうふさわしいものにするということでもよろしいのではないかなというふうに思います。

○委員長（氏家 晃君） ほか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 私もこの趣旨については賛同するというところでございます。心配が全くないかというところ、そういうところも実は少しあって、国の制度にすることによって、これまでの制度との違いが出ないのかどうかという心配は全くはないのですけれども、趣旨については賛同するものでございます。また、文章の変更については、そのとおりで結構だと思います。

○委員長（氏家 晃君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 私も、この趣旨に対しては賛成の立場です。制度自体はあるべきものだと思います。そして、医療は自治体間で差があってはならないことだと思いますので、これは国が創設すべき話だと思います。古沢委員のおっしゃるように、制限のないというところについては私も気になるところです。こういう社会保障については、全体の財源の中で個別の議論もしていけないといけないことだと思います。ただし、これはやはり国が論点を整理して、制度設計する過程の中で議論されるべきことだと思っております。趣旨については賛成しているというところです。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、このまま採択すればいいと思います。何か文章を変えるというのもあったのですが、例えば栃木市はもう国に先んじてやっていますので、そういうものをうちはやっているけれども、全国でもやってくださいというような形を取るのなら全然問題ないかなと思います。

これって、たしか駆け込み出産だとかそういうのがあって、臨月になって病院行ってしまうとかというのがあったときに、これができたと思うのですけれども、検査をちゃんと受けましょう、それにはクーポンという形ですけれども、栃木市では発行しますよという形であったと思います。そういう過去の社会問題となったものを改善していくというものなのでいいと思いますが、疾患や受診科目による制限のないというのは、これは妊娠をされている方がみんな受けられるという意味だと思いますが……

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 違うの。

〔「制限のない診療科目という表現の仕方をして……」と呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 自由討論だからいいのではない。

○委員長（氏家 晃君） いいですよ、自由に。

○委員（内海まさかず君） そこら辺ははっきりすべきだろうと、すべきなのかな。誤解があるので、この中でも、そこははっきりしたほうがいいと思います。私は、妊婦ならば誰でも受け入れると、そこで線を引く必要はないと思いますので、そういうものは必要。そういうふうに私はこれ取って

いるので、これはこのままでいいのかなという気がします。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ほぼ皆さん賛成ということなのですけれども、隣の、国によるということで案が示されておりますけれども、栃木市で提出するという場合には、栃木県、栃木市もこの医療制度はもうできておりますし、そこで、では何を国に求めていくのかというところをきちんと明確に書いていった意見書になってほしいなというふうに1つは思います。

今、内海委員が言ったように、制限なくというのはどの部分でというふうに疑問も出てくるので、もうちょっと研究というか、この文章に対してのよく分からない部分もありますので、趣旨はよく分かっているのですけれども、このまま提出というのは、ちょっとどうなのかなというふうにも感じます。

○委員長（氏家 晃君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 確かに私も、その制限のないというところの話の議論なのですけれども、ただ、これを議論すると、全体の医療制度の中で、大体推計何人の妊産婦の方がこの診療をした場合、この診療をした場合ということを推計していかないといけない議論になってくると思われます。これは、我々が考えることはちょっと能力的に難しいのではないかなと思っておりますので、そこまで踏み込むことはせずに、これは私は賛成ということで上に出しておくべきという考えでおります。

○委員長（氏家 晃君） ほかいかがでございましょうか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 入れるというのだったら、うちはまだやっていますけれども、全国にも広がるべきだと思う、これはほかの共感するのでみたいなのは入れてもいいかなと私は思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） この陳情を採択するか否かというところをまずここで決定して、この陳情を採択するというふうになった場合に、当然意見書提出を求める陳情書ということですので、その意見書の中身をこの常任委員会終了後、採択された場合には検討していくということになりますので、取りあえずといたしますか、陳情第2号について、この陳情につきまして採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） それでは、お諮りいたします。

本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（氏家 晃君） 起立全員でございます。

したがって、陳情第2号は採択すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（氏家 晃君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任を願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 1時50分）